

岩手県告示第460号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、令和2年7月7日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 |
|------------|----------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 釜石市 | 平成30年4月1日から 令和2年2月17日まで | 1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿 | 橋野町第29地割及び第31地割 |
| 釜石市 | 平成30年4月1日から 令和2年2月18日まで | 1 釜石市 地籍図 2 釜石市 地籍簿 | 大字平田第9地割の一部 |
| 金ヶ崎町 | 平成30年4月1日から 令和2年2月20日まで | 1 金ヶ崎町 地籍図 2 金ヶ崎町 地籍簿 | 永栄の一部 |